

令和3年第2回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和3年6月1日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 会計管理者 佐矢野 靖
総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 垂水英治
開発交流推進課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介・ 住民課長 円入忠義
長寿福祉課長 大島栄一・ 子ども未来課長 園田秀秋
産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 堀 綾一・ 総務課主幹 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和3年第2回上毛町議会定例会議事日程（1日目）

令和3年6月1日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 同意第 1号 上毛町農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 報告第 3号 令和2年度上毛町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 4号 令和2年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 5号 令和2年度上毛町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 6号 令和2事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算について
- 日程第10 報告第 7号 しんよしとみ街づくり有限会社の令和2事業年度の決算及び令和3事業年度の事業計画について
- 日程第11 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第12 議案第32号 工事請負契約の締結について（大池公園開発事業大池公園トイレ建築工事）
- 日程第13 議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第34号 上毛町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第35号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第36号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第37号 令和3年度上毛町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 発議第 1号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬

意と感謝の意を表する決議（案）

- 日程第19 発議第 2号 上毛町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第20 選挙第 1号 上毛町外一市一町矢方池土木組合議会議員の選挙について

○委員会付託

文教厚生常任委員会

議案第36号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について

総務産業建設常任委員会

議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第34号 上毛町税条例の一部を改正する条例について

議案第35号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

発議第2号 上毛町議会会議規則の一部を改正する規則について

予算決算常任委員会

議案第37号 令和3年度上毛町一般会計予算（第1号）

○会 議 の 経 過 (初日)

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和3年第2回上毛町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は運営資料を配付しておりますので、御覧ください。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、9番 安元議員、10番 茂呂議員を指名します。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

安元委員長。

○9番（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

5月14日付で議長から今期定例会の運営について諮問を受け、5月28日に議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程（案）のとおり協議決定いたしましたので報告します。

6月1日火曜日、本会議で議案の上程を行います。なお、同意第1号から議案第32号までの8件と発議第1号については審議、採決を行うこととし、また、選挙第1号についても、選挙を行うことと決定いたしました。

6月2日は休会とします。

6月3日木曜日、4日金曜日は本会議で一般質問とします。

6月5日、6日は休会とします。

6月7日月曜日は文教厚生常任委員会、その会議が終わった後で総務産業建設常任委員会とします。

6月8日は休会とします。

6月9日水曜日は予算決算常任委員会とします。

6月10日は休会とします。

6月11日金曜日は本会議で委員長報告、質疑討論、採決とします。

以上、会期は本日から6月11日までの11日間とすることが適当であると決定いたしましたので、報告します。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）議会運営委員長の報告が終わりました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期はただいま、議会運営委員長から本日から6月11日までの11日間とする内容の報告をいただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月11日までの11日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月11日までの11日間とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第4、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から同意1件、報告5件、専決処分1件、条例案4件、補正予算1件、その他1件の計13案件であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。配付しております運営資料6ページを御覧ください。

本日の会議では、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。同意第1号から議案第32号までの8件については、本日、受理、審議、採決を行います。残りの5件は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

また、議員から提出された発議第1号、発議第2号については、議案を上程し、提案者の趣旨説明を受け、質疑を行います。発議第1号については、本日、審議、採決を行います。発議第2号については後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

選挙第1号については、本日、選挙を行います。

ここで皆様にお願ひしますが、本日、受理、審議、採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただきますよう、御協力をお願いいたします。

6月3日、4日に本会議を開催し、一般質問を2日間に分けて行う予定です。3日の質問者は4人、4日の質問者は3人を予定しています。

6月7日に文教厚生常任委員会、総務産業建設常任委員会、6月9日に予算決算常任委員会を開催したいと思います。

6月11日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長及び教育長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第5同意第1号、日程第6報告第3号、日程第7報告第4号、日程第8報告第5号、日程第9報告第6号、日程第10報告第7号、日程第11議案第31号、日程第12議案第32号、日程第13議案第33号、日程第14議案第34号、日程第15議案第35号、日程第16議案第36号、日程第17議案第37号、以上13件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに令和3年第2回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、VUCAという言葉が、企業や組織が抱えている不安定要素の解消のための鍵として、今、注目を集めています。先が見えない、正解がないといった不確定なVUCA時代にあって、新型コロナウイルス感染症対策を筆頭に、テロや災害、海外の

情勢不安等、予期せぬ事件、事故を予測不能と言ってしまうかもしれませんが、責任ある行政としては、住民の生命と財産を守るという観点から、起こっても当然あるいは想定外を想定する心構えを持って平時よりあらかじめ準備して有事の際は、的確かつ迅速に対処しなければならないと捉えているところであります。

企業においては、経営診断などの意思決定をアシストするAIシステムの開発も進んでおり、既に実用化間近にきてますし、そうした判断の下に、アイデアがあれば即実行、見込があれば突き進み、なければ朝令暮改で撤退する、言わば実証実験の積み重ねにより正解を導く準備を進めております。そして、VUCA時代を生き残れるのは、そうしたスピード経営を極めた企業であると言う識者も増えております。

AIについては、公民問わず、全世界のあらゆる成功事例を含む膨大な情報量が正確に詰まっていると仮定するならば、どんな知識人であってもAIにはかなわないということになりますし、さらに、先入観も思い込みもなく、即断、即決する能力も加われば、完全に人の仕事を奪ってしまうことが懸念されています。しかし、例えどんなに技術が進歩しても人にしかできないものが私は必ずあると思いますし、人がAIに使われるのではなく、AIを一人の参謀、あるいは一つのツールとして使いこなせるスペシャリストを養成できれば、VUCA時代だろうが、いかなる時代が訪れようとも金の正解を導くことができると考えております。行政においても、そんな時代に適合した人材登用は必須であり、サステイナブルな町の未来は、目的を明確にした人材育成ができるか否かで決まるだろうと思っております。

なお、コロナ禍における金の正解はいまだ分かっておりませんが、ワクチン接種が進むことで新型コロナ騒動も収束するだろうと思われまますし、町の進捗状況としては、75歳以上のワクチン接種予約は既に終えており、昨日よりインターネットにて65歳以上の予約が始まり、速報値で604名のネット予約が完了しており、7月中旬頃には75歳以上に加え、60歳以上全ての希望者へのワクチン接種2回を終える予定であります。

また、64歳以下についても、個別接種を含め順次、予約、接種の体制を整えているところであります。基本的には、本町は例外なく高齢者優先を基軸にし接種を進めており、また、当日、ワクチン集団接種業務に当たる職員についても、念のために直前に抗原検査を行い、陰性を確認した上で住民と接触させ、順調に接種が進んでおりますことを御報告いたします。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、同意案件1件、報告案件5件、専決処分1件、条例改正4件、補正予算1件、その他1件の計13案件であります。順次、御説明をいたします。

同意第1号、上毛町農業委員会委員の任命についてであります。農業委員の任期が本年7月19日で満了することに伴い、14名の委員候補者について、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、今回の候補者につきましては、5月11日に開催した選考委員会において適任である旨の答申をいただいております。

報告第3号、令和2年度上毛町一般会計継続費繰越計算書の報告についてであります。令和3年3月の定例会において継続費補正を御可決いただいております防災行政無線デジタル化事業において逡次繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

報告第4号、令和2年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。令和3年3月の定例会において、繰越明許費として御可決いただいております福岡県知事選挙費等5事業について繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第5号、令和2年度上毛町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。令和2年度において実施しておりました残土受入用地整備工事第2工区におきまして、避け難い事故により年度内完了ができなかったため、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、事故繰越しによる措置を行いましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものであります。

報告第6号、令和2事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算についてであります。令和2事業年度の土地開発公社の決算につきましては、前年度同様、一般管理費のみの執行となっております。また、土地開発公社としての事業につきましては、町と連携して企業誘致の実現に向けた対応を行っている状況でございます。

先般、本案件につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面議決により決算等の御承認をいただきましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第7号、しんよしとみ街づくり有限会社の令和2事業年度の決算及び令和3事

業年度の事業計画についてであります。令和2事業年度の道の駅の決算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、ふるさと納税の増収、コスト管理の徹底等により、道の駅全体の収支としては黒字決算となっております。

今後につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を視野に入れ、引き続き、ふるさと納税の拡充をはじめ、フィエロ、物産館の安定した管理、運営体制の構築に努めてまいり所存であります。

先般、本案件につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面議決により決算等の御承認をいただきましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第31号、専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、本町の税条例の一部を改正する条例を同日付で専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第32号、工事請負契約の締結について、大池公園開発事業大池公園トイレ建築工事ですが、当初予算において御可決いただいております大池公園トイレ建築工事につきまして、5月21日に指名競争入札を実施し、5月24日に落札業者との仮契約を締結いたしましたので、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分等に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号、押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。町民の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供に資する押印の見直しを実施することに伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号、上毛町税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、本町の税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号、上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に関わる

国民健康保険料・税の減免等について」が厚生労働省より令和3年3月12日に通知されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号、上毛町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの発行に係る手数料徴収事務が地方公共団体情報システム機構から市区町村長に委託されることになったため、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第37号、令和3年度上毛町一般会計補正予算（第1号）であります。今回の補正額は2億2,765万8,000円で、歳入歳出予算総額61億765万8,000円とするものであります。

今回の補正では、職員の人事異動等に伴う人件費等の組替え並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等の予算措置を行っております。

目的別の主なものとして、総務費では支所費において、コロナ臨時交付金対象事業経費として、西友枝体験交流センターにおける感染防止対策を行うための空調機器取替え工事費等を計上しております。

民生費では、コロナ臨時交付金対象事業経費として、老人福祉において、75歳以上の高齢者の方へ感染防止対策を行っていただくため給付する高齢者緊急生活支援金関係経費を、同じく児童福祉総務費においても0歳から18歳までの子育て世帯を支援するための子育て世帯緊急生活支援金関係経費及び国より低所得の子育て世帯に対し生活の支援を行うために給付される子育て世帯生活支援特別給付金関係経費を計上しております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策費において、5月9日より開始しておりますワクチン接種の関係経費として、新たに職員時間外勤務手当等の必要経費が生じたので、その所要額を計上しております。

農林水産業費では農業振興費において、町内両直売所に出荷する生産者に対するの支援として、農産物生産支援事業費補助金、感染症の影響等、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償する農業経営収入保険の保険料に対する支援として、収入保険加入支援事業費補助金及び感染症の影響により主食用米の

需要の減少から米価の引下げが懸念されることから、水稲作付け農家に対する支援として、主食用米生産支援事業をコロナ臨時交付金対象事業経費として計上しております。

また、認定農業者が効率的、安定的な農業経営の育成及び競争力のある土地利用型農業を確立するため福岡県の支援事業を活用して導入する機械購入費に対し、水田農業担い手機械導入支援事業費補助金を計上しております。

農地費では、令和2年度の繰越し事業として実施するため池耐震調査に対して国より令和3年度の補助金の交付額が決定されましたので、ため池耐震調査業務委託料として計上しております。

商工費では、コロナ臨時交付金対象事業経費として、道の駅しんよしみ、大平楽の両施設において感染拡大防止対策の強化を図るため、空調等改修工事費及び個人消費を喚起して地域経済の活性化を図る目的で上毛町商工会が実施するプレミアム商品券事業に対して、発行額、プレミアム率の上乗せを行うための増額予算を計上しております。

土木費では、公園管理費において、牛頭天王公園ののり面にある支障木の伐採経費とコロナ臨時交付金対象事業経費として、大池公園アスレチック広場トイレの自動水洗化工事費を計上しております。

消防費では、非常備消防費において、消防団員退職報償金5名分を計上しております。消防施設費では、東上地区において県道拡幅により移転が必要となった防火水槽建設に係る測量委託料及び用地購入費を計上しております。なお、建設については県が施工することとなっております。

教育費では、コロナ臨時交付金対象事業経費として、小学校費の学校管理費において、各小学校における感染症対策に必要となる消耗品等を購入する経費及び手洗い場等の自動水洗化改修工事費を、中学校費の学校管理費では、小学校費と同じく感染症対策に必要となる消耗品等を購入する経費及び手洗い場の自動水洗化改修工事費を、げんきの杜管理費では、感染拡大防止の強化を図るため空調改修工事費を計上しております。

感染症対策以外の予算としては、小学校費の学校管理費において、南吉富小学校の敷地内の旧学童施設を図書館として使用するために必要となる渡り廊下設置工事費等の関係経費を、中学校費の学校管理費では、英語等の教育強化のために必要となる学

習支援ソフトの購入経費を、公民館費では、中央公民館支館の飾り天井に剥落、ひび割れが発生したため、その修繕費を、保健体育施設管理費では大池公園多目的運動広場オムニコート照明2灯が切れており、夜間での使用に支障をきたしておるため、照明器具取替え工事費を計上しております。

今回の補正財源につきましては、特定財源として、国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金等合わせて1億4,992万7,000円、県支出金では、地域少子化対策重点推進交付金、農業農村整備事業費補助金等合わせて862万3,000円、諸収入では消防団員退職報償金等合わせて371万円をそれぞれ充当しております。

一般財源につきましては、地方交付税1,544万8,000円と基金繰入金として新型コロナウイルス感染症対応事業において、臨時交付金充当後の不足額に対する財政調整基金からの繰入金5,495万円を計上いたしております。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。

前にも述べましたが、本日、審議する案件に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いします。

提案理由に対する総括質疑はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）町長に心境の変化があったのかなと。あるいはまた、今申しました町長の提案理由の中にあつたように、コロナに対する国の交付金の条件というものが付けられておるのかなと。一般的には、私が最初に申しましたように、心境の変化があったかなという感じがするわけです。

前回は、全町民に対して2万円の支給がなされたわけです。そのときには所得の関係とか、あるいは年齢の関係とかいうところはなかなか線引きが難しいし、コロナ禍に対して町民が一丸となって立ち向かっていただきたいと、そういったいろんな意味を含めながら全員に支給することが最もいいだろうということで我々も理解を

してきたところでございますけれども、今回の場合は、子育ての関係、あるいは年齢的には75歳以上の方々が対象になるというようなことでございまして、その辺のお考えですね。これはコロナには間違いないんですから、一般住民は「なぜなのか」ということにもなりますし、先般28日に全員協議会があったときも、全然そのことは現に報告もなく、今定例会でこういう予算をお願いしてるからということも全然なくていきなりプレス発表をやって、我々は見た人から「また3万円くれるっていいよんな」というような事柄が出るわけですよ。

ですから、それに対しては、我々としては詳しい説明のしようもないし、それで私はこれに対して町長の考えが少し変わってきたかなという感じがするわけです。なお、詳しい予算についてはまた予算委員会のお尋ねしますけど、まず、その辺からお答えをいただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）議員のお尋ねでございますけれども、心境の変化があったのかどうなのかということについては、全く以前と変わらないというふうに捉えていただきたいと思っておりますし、公平公正ということで、町民7,500人全員ということがベストだろうと思っておりますけれども、今回につきましては、いろんな対策費が各課から上がってきまして、予算内でなかなか厳しいということで、優先順位で75歳以上、あるいは18歳以下というふうにしておりますけれども、将来的には全部を対象としたようなことを考えていきたいというふうに思っております。今回が前回と違うのは、近隣が結構寄せてくるというかですね、我々がやるとその上を超えてこようと。そういうこともありますので、これは金配り合戦じゃないですから、もう少し様子を見ながら、しっかり全体に間配れるようにやりたいなというふうに考えておるところであります。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今、議員さんが言われました28日全協等でですね、事前に御説明をしなかったというようなことでございます。それにつきましては、従来ですと、概略を御説明申し上げるのが筋ということでございます。これにつきましては、私がもう少し配慮させていただいて、そういう対応をさせていただければということ考えております。その点につきましては私のほうからおわびを申し上げます。すみませんでした。

○議長（宮崎昌宗君） 安元議員。

○9番（安元慶彦君） 今、町長も申しましたけど、前回のときにも私はある、ちょっとした年配の方から聞いたんですけど「全員に配らんでもいいのにな」と。「それよりかもう少し困った人に手厚くということもあるんじゃないですか」と。そしてその方が言うことに私も驚いたんですけど、「どうせ私たちがもらっても、このツケは子や孫が払わなならんことだから」と。この方はなかなか識者だなというふうに感心したんですけど、そういった御意見を持つ方も町民の中におるわけです。ですから今回は、年齢別に区分をした、その合間におる方々は該当せんわけですから、「あの人たちはいいな」というような格好になると思うんですけども、その辺で私は、このことだけが問題化していると思いませんけど、やはり町民に分断を与えちゃいけないということで、これは私の思い過ごしかも知りませんが、そんな感じがしておりますし、政治は常に低い人に向かっての施策ですから、そういうところ辺りを考えますと、低所得の関係あるいは富裕層の関係辺りというものを十分考慮した中で物事が運ばれてることが政治の使命であると、私はそういうふうに思っております。今後いろんなことが出てくるかと思えますけれども、ぜひ、そういったあまり段差のないような、町民を分断することのないようなお考えをこれから持っていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） 議員御指摘のとおりだろうと思えますし、やはり何をやっても賛否両論だというふうに思っております。全員に前回2万円給付したときには、愚策というような方もネットに上がっておりましたが、その方もきっちりいただいておりますので、そういったことも含めて記憶しておるところでございますけれども、いずれにしても弱者救済ということで、今、本町は非常にコロナ感染者は少ない、10人までいってないんですけども、やはり1人でも出ると、村八分じゃないけども、いろんな形で情報が知れわたりますし、子供であるとか高齢者、そこに関わる人たちが、保健所が認めてくれればいいんですけど、濃厚接触者と認めないわけですね。ですから小学生が学校に行ってなくて、その中で個人で3万円でPCR検査を受けたとか、そういったこともありますので、極力、弱者を守るために75歳以上と子供たちに迅速に手当が要るんだろうということで、優先順位で決めたということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで提案理由に対する総括質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから、本日採決する議案の審議を行います。

日程第5、同意第1号、上毛町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、同意第1号につきまして御説明をいたします。

同意第1号、上毛町農業委員会委員の任命について。上毛町農業委員会委員に次の者を任命する。

令和3年6月1日提出。上毛町長、坪根秀介。

任命する者といたしまして、別紙に農業委員会委員の選考委員会より、農業委員として適任である旨の報告をいただいております14名の候補者名簿を添付させていただいております。

理由でございますが、上毛町農業委員会委員として任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）この名簿を見ましたら、女性が2人ほど入ってございます。この農業委員会というお仕事は、地域農業を活性化するとともに政策の推進のための各地区のリーダーさんだというふうに思うんですが、いわゆる力仕事を伴ったそういうリーダーの仕事じゃなくて、ディスカッションとか話し合いとかいうことであれば女性でも賄えると思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今回、農業委員の任命、委員さんのお仕事ということでございますが、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の諸処に属する事項に関し、その職務を適切に行うこととございます。

ので、今、言われるような力仕事とかそういうことではございません。今回の女性2名につきましては、一応、農業をされてる方でそういう識見もあるということがございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） じゃあ、女性のこのお二方は、実際に農業従事者であって、そしてその地区からの推薦、同意を得られたということがございますか。

○議長（宮崎昌宗君） 産業振興課長。

○産業振興課長（垂水勇治君） 2人の女性は農業者で、1人は現在の認定農業者であります。もう1人の方は令和2年の12月まで認定農業者でございました。2人とも団体から推薦をいただいております。

○議長（宮崎昌宗君） ほかに質疑ございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、同意第1号、上毛町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第6、報告第3号、令和2年度上毛町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君） それでは、報告第3号につきまして御報告をいたします。

報告第3号、令和2年度上毛町一般会計継続費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和2年度上毛町一般会計継続費繰越計算書について次のとおり報告するものでございます。

繰越計算書に記載をしております8款消防費1項消防費の防災行政無線デジタル化事業でございますが、本事業につきましては、期間を令和2年度から令和4年度までの3か年間、事業費総額を4億7,333万7,000円と定めた継続費として予算措置を行い実施をさせていただいている事業でございます。

今回、令和2年度の年割額2億4,316万6,000円に対しまして、令和2年度の執行額が1億450万円と確定をいたしましたので、残額の1億3,866万6,000円を継続費の通次繰越として処理をさせていただきましたので、繰越計算書を調整し、御報告を今回させていただくものでございます。

令和3年6月1日提出。上毛町長、坪根秀介。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）質疑の許可がないかと思いましたが、ありましたから、ちょっと参考に。

これをやったらどういうふうに変わっていくのか。例えば、これは前しておったかどうか知りませんが、広域消防でね、火災の報告があった。私は言ったことがある。

「日本語がうまく話せん人が放送しよらせんか」と。機械化してああいうふうになっていくんじゃないかなとちょっと思うんですけど、どんなもんですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）音声については、今の防災無線ですと人が入れて流すと、人の声が流れるということですが、今回デジタル化になればですね、基本的には自動音声ということになるかと思えます。聞き取りやすいか悪いかちゅうのは皆さんの感覚になるかと思えますが、自動音声が原則になります。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員、よろしいですか。

友岡議員。

○2番（友岡みどり君）防災無線ですので、当然、チャイムとかについては皆さんが緊

張感を持って聞くべきものだと思うんですが、本来、利用してるのが行政の情報発信ということが多いです。これが今、変更されてチャイムがすごく聞き取りにくいというか、激しい。何か災害が起きてるんだらうかと、緊急に知らせているんじゃないかというふうな緊張感あります。これは今後、チャイムについては変更していただけるんでしょうか。もうちょっと心地よいチャイムをお願いできないかなと思ってるんですけど。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） 今回、チャイムについてもデジタルに変わってますので、今までより音声がよくなったということで今のようなことだと思います。音量についてはですね、調整が可能だと思いますので、今、施工をやっております業者のほうと協議をさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 1億3,000万円ほど繰越しになっておりますが、その理由をもう一度説明していただきたいのと、順調に工事は進んでるのか。今、屋外のスピーカ一のところの取替えか何かを各地域でやっておりますね。それが済んだ後、戸別受信機というような形になっていくんでしょうが、工事は順調に進んでいるのかどうか。それと、先ほど来どういうものになるのかということに対して、我々にもどういう内容のもの、どういう機能のものがつくのかについて一切説明がございません。そういうものについて今後しっかり説明をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） まず、予算でございます。これにつきましては、継続費の特質といたしまして、予算として総額、それから令和2年、3年、4年度の年割額を予算としていただいております。その分で令和2年度につきましては、先ほど言いました1億3,866万円が今のところ残ったというようなことで、この継続費につきましては、その不用額について最終年度まで繰り越して使用ができるという特性がございますので、その手続を取らせていただいたということでございます。

工事の進捗につきましては、令和2年度は予定どおり、今、令和3年度も2か月過ぎましたが、予定どおりできております。

それから、どういうものがあるのかということで、議会のほうに報告がなかったと

いうことですが、これは令和4年11月まで今のアナログが利用できるという形で御報告させていただいておりますし、見られてはないかと思うんですが、今回の広報等でそういう内容のものを住民の皆さんにお知らせをさせていただいております。よろしければ、これにつきましては全員協議会なりでまた議員さんのほうには御説明をさせていただきます。もし、よろしければ、役場のほうに来ていただいて聞いていただいてもよろしいかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）今の放送がなくなってデジタルに変わるというのは、それは説明があつて既に承知をしておりますが、機能的なもの、戸別受信機にどういう機能があるのか等々についての説明を今後の中でしっかりやっていただけたらありがたいなと思っております。そのことだけです。以上です。

○議長（宮崎昌宗君）答弁はよろしいですか。

○8番（三田敏和君）いいです。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第7、報告第4号、令和2年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、報告第4号につきまして御報告をいたします。

報告第4号、令和2年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告をするものでございます。

繰越計算書に記載をいたしております2款総務費4項選挙費の福岡県知事選挙費から7款土木費2項道路橋梁費の橋梁維持事業までの5事業につきまして、令和2年度から令和3年度への繰越し額が確定をいたしましたので、繰越計算書を調整し、御報告させていただくものでございます。

令和3年6月1日提出。上毛町長、坪根秀介。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第8、報告第5号、令和2年度上毛町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君）報告第5号につきまして、御報告をいたします。

報告第5号、令和2年度上毛町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和2年度上毛町一般会計事故繰越し繰越計算書について、次のとおり報告するものでございます。

事故繰越し繰越計算書に記載をしております2款総務費1項残土受入用地第2工区整備事業におきまして、計算書の説明欄に記載をしておりますように、令和3年2月下旬から3月上旬の降雨により、土工作业等の施工ができなかったことにより年度内支出が終わらなかったため、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、令和2年度から令和3年度に2,614万100円を事故繰越しとして処理をいたしましたので、繰越計算書を調整をし、御報告をさせていただくものでございます。

令和3年6月1日提出。上毛町長、坪根秀介。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）

これは、現況を見ると仕事は終わってるんでしょう。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）一応、4月30日に竣工しております。そして5月13日に検査をいたしまして、現在、工事費等につきましても支払いは終わっております。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）ちょっと余分なことですけどね、これも最初の計画と我々が見込んでおったのと、現在の姿が全く違ったような形で……。まだ逆にのりがありますよね、この辺は。あれなんかはほとんど取っ払われて下の池が見えるぐらいになるんじゃないかという、そんな大きな期待を持っていたのが、今行ってみると「なんだ、これは」というような感じですよ。あの辺の説明を聞くのをもう少し詳しく突っ込んで聞けばよかったなというふうに後悔しておりますけども、あの辺はあれでずっと永久にいくというわけ。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今の段階ですと今のままというような形になりますが、今後まだあそこの活用方法等を今からまたいろいろ検討させていただくというようなことになると思いますので、またその状況を見ながら、もし、あの部分を掘削するというようなことになれば、その時点でまた御説明をさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）新たに拡張された面積と従前からある面積、それはどれぐらいですか。それから、あの用地ですが、利用目的、確定されたものがあるのか、今後考えておられるのがあるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今の御質問につきましては、茂呂議員さんのほうから一遍電話をいただいておりますが、埋立ての面積につきましては9,700平米、従来からある用地につきましては2,600平米ということで、現在あそこのレベルの用地につきましては1万2,300平米程度あるというようなことでございます。

それから、今の活用というようなことでございますが、これは今回、廣崎議員さんのほうからも一般質問が出ておりましたが、今、安元議員さんにもお答えしたように現時点ではお答えできるような計画はありません。今後、人口増、また、交流人口、定住人口の増、それから企業誘致等々で、いろいろな方向性から考えるというようなことでございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、よろしいですか。

ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第9、報告第6号、令和2事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）それでは、報告第6号につきまして御説明をいたします。

報告第6号、令和2事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算について。令和2事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月1日提出。上毛町長、坪根秀介。

それでは、公社議案書の1ページをお開きください。まず、事業の概要でございます。朗読により説明とさせていただきます。

令和2年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により持ち直しの動きが見られる。しかし、経済水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばである。

福岡県内においては、企業立地件数が27件、前年度29件と減少し、立地面積においても37.1ヘクタール、前年度57.9ヘクタールと減少傾向となった。立地業種については、金属製品製造業や生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等を中心に企業立地が行われており、工業用地の高い需要を示している。

本公社においては、多様な産業分野の新規立地の需要を注視し、町と連携を取りつつ、公有地の拡大に関する法律第17条の規定に基づき、地域の秩序ある整備と住みよいまちづくりに寄与するため、企業誘致の実現に向け対応を行った。

以上が事業の概要でございます。

次に、理事会の議決事項等でございますが、お示ししておりますように2回の理事

会を開催いたしております。

次に、3ページをお願いいたします。登記事項、役員の交代でございますが、記載のとおり2名の理事の交代があり、任期満了により10名の理事を重任する登記を行っております。

次に、4ページをお願いいたします。収入支出決算でございます。まず、収入でございますが、収入済額で御報告をいたします。

1款1項1目基本財産果実1,250円、2項1目預金利子0円、3項1目補助金9万円、1款事業外収入合計9万1,250円、2款1項1目繰越金1万5,251円、収入合計10万6,501円となっております。

次に、5ページをお願いいたします。支出でございます。これも同じく支出済額で御報告いたします。

1款1項1目費用弁償4万円、2目旅費、3目需要費、4目役務費については支出がございません。

5目公租公課費5万円で、1款管理費の合計9万円、2款事業支出、3款予備費については支出がございません。支出合計は9万円となっております。

6ページをお願いいたします。財務諸表、貸借対照表でございます。

資産合計及び負債資本の合計それぞれ501万6,501円となっております。

次に、7ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、当期利益金は1,250円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書でございますが、現金及び現金同等物期末残高につきましては501万6,501円となっております。

9ページをお願いいたします。令和2事業年度余剰金の処分計算表でございます。当年度末利益余剰金1万6,501円につきましては、次期繰越準備金として処分をしております。

次に、10ページをお願いいたします。財産目録でございます。令和3年3月31日現在の正味財産は501万6,501円となっております。

次ページ以降、11ページから15ページに附属明細書といたしまして、資産、負債及び資本の区分、収益及び費用の区分、販売費及び一般管理費用、最後の16ページに監査意見書を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で報告第6号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）この会計は従前から一般管理費のみの予算計上となっておりますけど、県のほうから解散したほうが良いというような指導も受けてると思います。なぜこれまで解散していないのか、その理由をお尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）議員の御質問ですが、同じ内容として3月議会でもございましたが、本年度、在り方について検討していくということでございます。

公社の存続自体、必要か必要でないかという御意見がいろいろあると思います。今まで存続しているということは当然必要ということです。町として諮問をし、事業を展開していくということで、必要性があるということで今まで存続をしてきたわけです。今年度につきましては、在り方について検討していくということで3月の議会において答弁をしているところで、その方針については今も変わりません。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、よろしいですか。

ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分です。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（宮崎昌宗君）休憩を解き会議を再開いたします。

○議長（宮崎昌宗君）日程第10、報告第7号、しんよしとみ街づくり有限会社の令和2事業年度の決算及び令和3事業年度の事業計画についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（垂水英治君）それでは、報告第7号につきまして御説明いたします。

報告第7号、しんよしとみ街づくり有限会社の令和2事業年度の決算及び令和3事

業年度の事業計画について。

しんよしとみ街づくり有限会社の令和2事業年度の決算及び令和3事業年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月1日提出。上毛町長、坪根秀介。

内容につきましては、5月に書面開催されましたしんよしとみ街づくり有限会社の総会にて承認された資料に基づき報告をさせていただきます。

まず、冒頭に申し上げますが、令和2事業年度の道の駅しんよしとみ全体の当期純損益金額でございますが、プラス280万2,174円にて黒字となっております。町長の提案説明にございましたように、ふるさと納税の増収、コスト管理の徹底など各種要因に加え、駅長をはじめとするスタッフ関係者の日々の鋭意努力によるものと推察いたしております。

では、決算報告書の2ページをお開きください。貸借対照表でございます。

資産の部により、現金、預金などの流動資産の計が5,904万7,161円、建物附属設備など出資金を含めた固定資産が768万3,237円、繰延資産が32万1,518円、資産合計が6,705万1,916円となっております。

続いて3ページをお開きください。

負債の部でございます。

買掛金、未払費用など流動負債が2,353万7,316円、長期借入金の固定負債が870万円で、負債合計が3,223万7,316円となっております。

そして、その下の純資産の部でございますが、資本金が2,050万円、繰越利益剰余金が1,431万4,600円、純資産合計は3,481万4,600円となっております。これは、8ページにございます株主資本等変動計算書の右下の純資産合計額と同額となっております。最後に負債、純資産合計額は6,705万1,916円でございます。

4ページをお願いいたします。損益計算書でございます。

上位より売上高は1億148万5,608円にて対前年比で2,282万5,043円の減となっております。この減額の内容といたしましては、計算書計上科目の変更、見直しによる影響で、次に出てきます売上原価にも影響しております。変更点として、前期までは町外からの商品の委託売上げ、委託仕入れの原価を共に計上していたもの

を、当期より売れずに引き取った商品分を除いた実際に売れた商品の売上げから仕入原価を除いた金額を生産者手数料として計上したものでございます。これは、公認会計士の指導によるものでございます。

次に、下段にあります売上原価4,519万5,761円となっております。中枠の売上総利益金額は5,628万9,847円となっております。

次に、販売費及び一般管理費につきましては、5,839万530円となっております。上の売上総利益金額との差はマイナス210万683円が当期の営業損失金額でございます。営業損失金額に営業外収益の519万9,946円を加え、営業外費用11万4,183円と法人税、住民税及び事業税18万2,906円を差し引いた280万2,174円が当期の純利益金額となっており、これは前年度より1,199万6,450円が増額となったものでございます。

この営業外収益については、例年になく多く、主な内容の御説明を申し上げます。

コロナ対策の持続化給付金が200万円、昨年の法人税の還付が100万円、特定求職者の補助金が20万円、雇用調整、これは時短分ですが49万円の助成金、さらにフィエロでは販路拡大委託助成、これは緊急短期雇用の助成金で82万円の雑収入を得ておるところでございます。

次に、5ページをお開きください。部門別の損益計算書でございます。主な点のみ申し上げます。

物産館の縦の列、2列目でございます。括弧書きの純売上高が5,427万6,676円、売上原価が1,596万7,847円、売上総損益金額が3,830万8,829円。この金額から販売費及び一般管理費の4,423万6,234円を差し引きますと営業損益金額がマイナス592万7,405円となり、営業損益金額に営業外収益の434万1,684円を加え、次のページ、6ページになりますが、法人税等の18万2,906円を差し引いた額マイナス176万8,627円が当期純損益金額となります。前年度より786万4,520円赤字が減ったという状況でございます。

次に、フィエロにつきましては次の列になります。前のページにお戻りください。純売上高が2,293万6,298円で売上原価が735万19円となっており、売上総損益金額がプラス1,558万6,279円となります。この金額から販売費及び一般管理費の1,414万4,696円を差し引きますと営業損益金額がプラスの144万1,583円となり、営業外収益の85万8,262円を加え、営業外費用の11万

4,183円を差し引いた金額が次のページの218万5,662円、これが当期純損益金額となっております。前年度より205万843円の増額となっております。

次に、ふるさと納税につきましては、純売上高が2,427万2,634円で売上原価が2,187万7,895円となっており、売上総損益金額が239万4,739円となっております。この金額から販売費及び一般管理費の9,600円を差し引きますと、営業損益金額がプラスの238万5,139円となり、次の6ページの当期純損益金額と同額でございます。

次の7ページをお開きください。販売費及び一般管理費の科目別の明細となっております。先ほど申しました総額と同額ですので、この額は前年度より457万3,285円の減額で大いに節減したことによるものでございます。

次の8ページをお開きください。株主資本等変動計算書でございます。

当期純利益金額の280万2,174円を計上し、当期末の純資産合計が3,481万4,600円でございます。

9ページをお願いいたします。お金の流れを明記したキャッシュ・フロー計算書となります。一番下に記載しております現金及び現金同等物期末残高が4,638万2,695円となっております。この金額が現金として使用できる金額となります。

10ページから12ページは令和3事業年度の事業計画でございます。3ページにわたりますので、概略として御説明いたします。

令和2年より今もなおコロナ禍の影響による多くの商業施設において厳しい状況が続いておりますが、道の駅の柱である町の農業振興の基幹施設として農業者の所得、生産意欲の向上など、本来あるべき姿を常に求め、出荷品目の拡充、普段使いの利便性を強調し、集客の増、利益の確保に努めることを昨年度と引き続き令和3年度も基本方針としております。詳細については割愛させていただきます。

次に、13ページ、14ページは令和3事業年度収支予算でございます。

初めに、13ページの収入の部でございますが、基本的に前年度の決算額を基準に積算しております。6,934万6,000円を計上しております。それぞれの科目で収入の見込みの率を下記にお示ししておるところでございます。

次の14ページをお願いいたします。支出でございます。

人件費、管理費につきましては、実績に基づき2,965万円と2,565万1,000円を計上し、支出合計が6,636万1,000円、収支差し引きによる利益見込額

が298万5,000円として予算を組ませていただいているところでございます。

最後に15ページ、16ページ監査役2名の監査報告書を添付いたしております。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）ただいま、るる説明いただきまして、私もバランスシートを見させていただきました。このバランスシートからはですね、今、おっしゃったように昨年に比べると多少上昇してよくなっている傾向というふうに見受けられるわけですが、これでコロナ禍であったということと、ふるさと納税の好調さというものを除いた場合に、この好条件の二つを除いた場合、果たしてこれは現状どうだろうかという思いにさらされます。

つまり、私が言いたいのは、売上とか粗利とか、あるいは純利益、これをつぶさに検討し分析し再検討した上での事業計画であり事業推進なのかどうか。昨年、一昨年の事業計画、事業推進と内容としてはそう変わらないようにあるんですが、数値に基づいた事業計画であるか、そういうつもりでつくったかどうか、まず、お伺いします。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（垂水英治君）まず、計画自体、道の駅のほうでももちろんつくっております。基本的にですね。駅長と毎月のミーティングをさせていただいております。そしてこの計画を見せていただいた上で、収支予算、そして事業計画、内容的には、かなり例年と類似しております。ただ、この1か年の物産館等の赤字を極めて低く抑えたこと、今後まだ若干伸びてまいりますふるさと納税の収益を予測した上で、ある程度の健全な管理運営が図られるものと町としては考えております。

ちょっとお答えになってるのかどうかははっきり分かりませんが、まず、事業計画と予算案については、引き続き十分、今後精査しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私はこの事業計画、事業推進に当たっては、道の駅の会社と道の駅自体の店長をはじめとする幹部社員、それと執行部も含めて、やはりこの通知というものは分析、検討し、皆さんが顔を突き合わせて事業計画をつくるべきだと思う

んです。特に結果として、町が本施設に投資してる金額が適正かどうか、費用対効果というところに問題が我々としてはいきます。ですから、1人当たりの売上高とか人員効率、経費効率、こういったところまで、きちっとここで答弁、発表できるような形でですね。それもそれぞれが駅と会社と行政が三位一体になってつくるような、同じ方向を向いてやってるかどうか。

つまり、お店だけが突出して先行動いてるようなことになれば、不祥事が起こりかねないというような過去の事例もございますから、そういった意味で、町長がいつも言っているように、費用対効果が適正かどうか、道の駅の再建のキーポイントはですね、ここにかかっていると私はそういうふうに思うんですけど、副町長どうですか。

○議長（宮崎昌宗君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）今、議員がるるおっしゃったことはそのとおりでございますが、道の駅につきましては、たまたま事業計画が前年度と比較して似たようなつながりになってるかもしれませんが、内部的にはかなり詳細な協議を行って改善点等を見出しながら行ってる部分がこの結果に表れているということで、まず御理解いただきたいのと、当然、町長が代表取締役でございますので、その部分の中でしっかりとおっしゃるような協議をしながら、今、立て直しを図っているという部分で御理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）よろしいですか、宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）オーケーです。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）5ページを見ていたきたいんですけど。赤字が減ったのはよろしいことだと思うんですが、物産館については約592万円ほどの赤字で、赤字を解消できたのは雑収入が結構多いですね、519万円。フィエロの分と合わせて。この雑収入がなければまた赤字になっただけという形になると思うんですけど、これは毎年入ってくるんですかね。コロナの分はなくなると思いますけど。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（垂水英治君）毎年入ってくるものではございません。昨年度はコロナの各種対策、国、県等の中で出された事業による助成金でございます。今後、より引き締めて経営改善に向けてやりたいと思っております。

今の雑収入の500万円相当が例年入るかどうかということは、現時点ではまだ新

年度の交付の動向を見ながらですね、経営に有利なものは事業申請を出していくというところで考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）これがずっとあればいいですけど、フィエロの分についてはですね、144万円黒字になって雑収入が85万円あるという形になってますよね。それとふるさと納税が好調であればどうかなるという形だと思います。

あと、予算のほう13ページ、14ページを見ていただきたいんですけど、フィエロのほうの給与手当は645万円減額になってますよね。雑給のほうが増えてるということは、シェフがいなくなったというか、前のヨシタケさんがおらんごとなってイワキさんに替わって、その分も減額になってパートさんがやるという形でこういう形になったんでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（垂水英治君）今現在ですね、大筋、議員がおっしゃるとおりではないかと考えております。ヨシタケシェフがおられなくなって、今、次に臨時雇用で採用した職員によって対応してるところです。今後引き続き、そういった経験のある、また覚えていただくやる気のあるシェフを今、探しているところでございます。おおむね何名か面接を受けたり、そういったことをしながら人材を求めているところでございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員、3回目です。

○5番（廣崎誠治君）黒字になるのに努力していただきたいと思いますが、この状態でいけば、フィエロとふるさと納税については、若干黒字が出るのかなと予測しますが、物産館が赤字になると雑収入がなければまた実質赤字になるんじゃないかなと心配しております。この形で頑張っていたきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）答弁よろしいですか。

○5番（廣崎誠治君）はい。

○議長（宮崎昌宗君）峯議員。

○7番（峯 新一君）私は11ページの特産品開発事業というところでちょっとお聞きしたいと思います。

レモンの苗を皆さんに分けたと思いますけども、おおむね何本ぐらいを皆さんに分けたのか、また何人に分けたのか。逆に言うと、今、出してもらってる人は何人なのか、そこら辺りが分かればお願いします。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（垂水英治君）すみません、ちょっと数値をそろえてないので……。苗のほうはですね、一応、産業課の事業としてしていただいている状況でございます。レモンの苗についてはですね。そして、レモンにつきましては、町内産のレモンをできるだけ活用する、現物を売る、また、ケーキやその他加工品のほうに加えさせていただいてる関係者が何人かというのは、ちょっと現時点で、すみません、手元に資料をそろえておりませんので。申しわけございません。

○議長（宮崎昌宗君）峯議員。

○7番（峯 新一君）友達がそれに関わってるもんですから。いろんな中で、絶対数、特産品にするにしても絶対数が足りない。また今年あたりレモンの苗を配るのかなという気があるんですけど、何となく配るんじゃないかと、買ってもらって優先的に取り入れるとか販売元をあっせんするとかいう事業であればまだ分かるんですけど、無料で配って、それを「さあ、実がなったから出してください」ちゅうやり方はちょっと私とすれば反対かな、理にかなってないんじゃないかなちゅう……。

何となくただでもらって、それを植えただけで金になるちゅうような考え方は絶対よくないと思うんで。それと、タマネギにしても確かに特産品で出すとすれば、タマネギの苗を見たけど、とてもいいんですよ。植えやすいし。でもいかんせん配るのが約2週間遅い。だからもう極わせ、超極わせが出た後にみんなが出すんで、安くしか販売できないんです。おかげでうちはちょっともうかりましたけど。要らんことですよ。

そういうのを特産とするのであれば、やはり前もった計画、手を挙げてもらって苗を配るんじゃないかとやっぱり買ってもらう、そういうのがベストじゃないかなと。一番いいんじゃないかなと。あとは、できた品物を、販売元を農協なり大手スーパーなりと契約してきちっと出せる、農家に収入が入るちゅう、そこを手助けしてもらうのが一番じゃないかなと思うんですけど、そこら辺りはどうでしょう。

○議長（宮崎昌宗君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）今の御質問の部分が産業振興課のほうの政策的な部分になって、

しんよしとみ街づくり有限会社の部分で言いますと、あくまでレモンの販売促進の部分でございますので、その辺、十分御意見としてお伺いして産業振興課のほうが今後、奨励作物あたりを行っていく際の参考にさせていただきたいということで回答させていただきます。それで御理解をいただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君） 峯議員、3回目です。

○7番（峯 新一君） タマネギにしても、シールを貼らないけんのですよね、もらった農家は。だからそこら辺りを区別するんだから、やはりもう少し最後の最後まで責任を持つか、前もって計画性をもっと持つかで全然違うんじゃないかなと、つくる人口も変わってくるんじゃないかな、そんな気がします。よろしくお願いします。

○議長（宮崎昌宗君） ほかにございませんか。

高西議員。

○1番（高西正人君） 4ページの損益計算書のところでちょっとお伺いしたいと思えます。

まず、どのような形であれ黒字になったということはすばらしいことだと思います。また、ざっくり見ますと、売上が減っているにもかかわらず、原価も抑えられてそこでも黒字化というところは非常に評価できる部分じゃないかと思えます。

質問なんですけれども、先ほどの課長の御説明の中で法人税の還付が100万円あったということなんですけれども、聞き間違いでなければ、これは法人税じゃないんじゃないかなと思ひまして。前年度、マイナス赤字で今年度黒字になって法人税の還付ってあり得ないと思うので、消費税じゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 企画情報課長。

○企画情報課長（垂水英治君） 還付の金額を占める中で、一番大きいものが一昨年の収益に伴う法人税の予定納税の繰戻し還付金が90万円、100万円近いものがございまして、法人税に間違いございません。

○議長（宮崎昌宗君） 高西議員。

○1番（高西正人君） じゃあ、繰欠の分での還付がまだ続いていたということですね。承知しました。

○議長（宮崎昌宗君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）同じ4ページですが、売上に対して生産者手数料が多いのは何ででしょうか。それから、ふるさと納税の収入ですが、大幅に前年度と比べて伸びていますが、昨年度との違いは何ですか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（垂水英治君）まず、生産者手数料の収入については、科目の計上方法を変えたということ为先ほどの御説明の中で申し上げたんですが、従前であれば委託売上、委託仕入れ高にそれぞれ町外からの商品、加工品等を入れてたものを、その差額を生産者手数料収入の中に当期からは入れさせていただいたことによる増額という点で御理解いただきたいと思います。

それから、ふるさと納税でございます。大きくは、ふるさと納税の品目等、年々新しいものを加えていっております。そうした形で昨年、大きくは、やまやの明太であり、従前からきているヨシモリの牛肉等の売上が伸びたということ。そして農水省のニコニコエール便という制度もございまして、そうした形の後押しもありまして売上が伸びたということでございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）4ページのですね、ふるさと納税の関係で、差し引きするとこれだけのもうけがあったということで、13年度の予算の中でも180万円ぐらいを見込んでおると。これをなにするためには、爆発的な人気のある商品というものが期待されると思うんですね。そこら辺の意気込みというか、そういうものがあるのかどうか。

それと、同じく4ページのほうで、訴訟関連費用が前は55万円あったものが今度はないということで、これはもう一定の決着をしたということであろうと思うんですけど、この前、テレビ報道があってもうこの件は一件落ち着いたんだというようなことで、実際この件で有限会社が損をしたのがどれだけあるのか、その辺をできたらお知らせ願いたい。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（垂水英治君）2点あろうかと思います。

まず、ふるさと納税の品目の形状等についてはですね、税務課の政策と密接な関係

があらうかと思ひます。新しい返礼品の開発であるとか、売れ筋のものをいかにピックアップしていくかという点にかかっています。道の駅単独でなかなかなし得る部分もないし、創意工夫等は適宜必要であらうかと思ひますが、ふるさと納税につきましては、そうしたことをどういふふうには伸ばしていくかということで、税務課のほうと連携させていただきながら進めさせていただき部分が大きいのではないかなというふうには考へておひます。

もう1点、訴訟の関係です。この55万円が今年はないんですけども、収束したという意味合ひではございません。現在まだ三つの訴訟が継続中でございます。

今現在、刑事事件のほうの公判が始まったばかりでございます。一応、今後そういった詳細のある一定のめどがつかましたら、議会の皆様に御報告を申し上げたいというふうには考へておるところでございます。テレビで多分、初公判の日にNHKのほうで報道されたと聞き及んでおひます。現時点では訴訟内容について相手がおおむね認めておる状況であるということでは報道されたようでございます。

訴訟についてはそれでよろしいでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）そうすると民事のほうは今からと解釈していいですか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（垂水英治君）三つの裁判が絡んでおひますので、どのくらい損をしたかとかいふようなことは、現時点ではちょっと控へさせていただきたいというふうには考へておひます。

民事はですね、今から始まります。そういったことで、いろいろな錯綜した情報が漏れますと訴訟に影響するのかなということでは、これについての御答弁は控へさせていただきますと思ひます。

○議長（宮崎昌宗君）よろしいですか。ほかに。

岩花議員。

○3番（岩花寛之君）今年の冬ですね、手数料無料の施策をされたかと思うんですけども、その間の出品者の増減であつたりとか、来客数の増減とかいふのがあつたかどうか、その辺りの状況を教えていただけませんかでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）すみません、聞き取れなかつたみたいなので、もう一度大きな声でお願いします。

○3番（岩花寛之君）手数料無料の施策をしたときの出品者の増減。出品者というか、要は生産者ですね。それと来場者の動向を教えてください。

○議長（宮崎昌宗君）産業振興課長。

○産業振興課長（垂水勇治君）前年度と比較した資料等があるんですけど、今日はちょっと準備してないんで、答弁のほうは控えさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）いいですか。

副町長。

○副町長（岡崎 浩君）おおむね、10%程度は、駅のほうはですね、売上としては10%ぐらい上がっています。皆さん、たくさん出していただくんで上がっているというふうにご記憶しております。

○議長（宮崎昌宗君）よろしいですか。

○3番（岩花寛之君）また詳しいことを教えていただければ。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第11、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀田京介君）それでは、報告31号について御説明いたします。

専決処分の承認を求めることについて。上毛町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和3年6月1日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、これに準じて本町税条例の一部を改正する必要性が生じたため専決処分をしたものでございます。

次のページをお願いします。専決第2号、専決処分書をつけております。令和3年

3月31日に専決したものでございます。

次のページをお願いいたします。このページから、上毛町条例第5号、上毛町税条例等の一部を改正する条例を記載しておりますが、改正内容についてはお手元のほうにお配りしています議会説明資料のほうで説明させていただきます。

資料の1ページ上段に税条例等の一部改正の内容の説明がございますので、これに沿って説明させていただきます。

なお、この改正条例ですが、今回、地方税法の改正のうち令和3年4月1日施行分について専決処分とさせていただきます。

まず、扶養親族申告書等の電子化に係る税務署長の承認の廃止ですが、第36条の3の2、第36条の3の3で給与所得者、公的年金受給者に係る扶養親族申告書の電子提出、第53条の9で退職所得申告書の電子提出に伴う税務署長の承認義務が廃止されています。

続いて、土地に係る固定資産税の価格の特例等の再延長ですが、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条で土地に係る固定資産税の特例措置が再度令和5年まで延長されています。なお、コロナ対策として、令和3年度の税額が負担調整により増額となる宅地等については、増額せずそのまま据え置く措置が取られます。

続いて、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置を9か月延長ですが、附則第15条の2の2の規定により、軽自動車税の環境性能割を1%軽減する措置を9か月延長し、令和3年3月31日までを令和3年12月31日までとしています。

続いて、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の延長ですが、附則第16条で50%、25%軽減を営業用乗用車に限定した上で2年間延長し、令和5年3月31日まで軽減税率が適用されます。

続いて、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例ですが、附則第25条で住宅借入金等特別税額控除の控除期間を13年間とする特例について2年間延長し、令和15年から令和17年まで延長をした上で、令和3年度分については、コロナ対策として一定期間に契約した場合に、年末までの入居要件を翌年の年末までの入居で可とする特例措置が適用されます。なお、この契約の一定期間ですが、新築の場合、令和3年9月末まで、建て売り、中古、増改築の場合は令和3年11月末までに契約が締結された場合に対象となります。

その他、地方税法等の改正に伴う条ずれ等、規定の整備、文言修正等がございます。

以上で、税条例の説明について終わらせていただきます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例等の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第12、議案第32号、工事請負契約の締結について（大池公園開発事業大池公園トイレ建築工事）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）議案第32号につきまして御説明申し上げます。

議案第32号、工事請負契約の締結について。令和3年5月21日指名競争入札に付した大池公園開発事業大池公園トイレ建築工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和3年6月1日提出。上毛町長、坪根秀介。

契約の目的、大池公園開発事業大池公園トイレ建築工事。工事場所、上毛町大字下唐原地内。契約方法、指名競争入札。契約金額、8,118万円。契約の相手方、福岡県築上郡上毛町大字原井1919番地株式会社大豊建設代表取締役、木曾天海。工期、

本契約の効力発生の日から令和4年3月25日。

理由でございますが、大池公園開発事業大池公園トイレ建築工事に係る建築工事請負契約について、予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次のページに地図を付けております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）この入札結果表をもらっておりますけれど、従来の町の入札の在り方からすれば、これが正当かなというような感じもしますけどね。変に取れば狙ってきたかなと。この数字の書き方がですね。従来、これをもらっておりますけれど、いろんな土木の関係とか、この前、結果表をもらっておりますけれど、ほとんどが最低制限を設けて全部示すんですよ、業者に。課長。

この結果表の中で、予定価格、それからその下に入札書比較価格、その右側に最低制限価格、その下に、最低制限比較価格、この4通りの数字があるわけですけど、ほとんどのところが、5社なら5社が全部ある数字に並んでる。そしてくじ引をしている。中にはちょっと例外がありますけれどもね、今回のこのトイレの件については全く……。本人が積算をしてこういう数字になったんでしょ、いいほうに解釈すれば。全然この数字を使ってないから。こういう入札のありようというのが日頃でもどんどんあるんですか、どうですか。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）議員御指摘の「日頃からあるか」ということで言えば、くじ引のほうが多いと思います。ただ、この結果につきましては、私どもといたしましては適正に入札が行われた結果と受け止めております。

事業者さんにはそれぞれの事情がありまして、最低でくることもあれば、この工事はちょっと受けれないなという考えにおいて最低でない場合も多々あるかとは思いますが、そこまではうちのほうは把握はできませんので、この制度にのっとって適正な入札により入札業者が決まったということで承知をしているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）適正と言えば適正でしょう。ただ、いろんな入札の関連から見ますと、事例を見ますとね、これだけはちょっと特異な形で数字が出ておりますから、悪く勘ぐれば「何かあったかな」と。悪く取ればですよ。しかしよく取れば、この会社がこれをしっかり積算をして、この金額で応札したと。適正なやり方だと言いますから、それを信じるしかないんですけどもね、どうも、その辺は本町の入札のありようがすっきりしてないんです。私が言ったように、あるときには一つの数字がだ一つと並んでいて、そしてくじを引く。それでまたほかのところの数字もまただ一つと並んでいてくじを引く。これだけがそれしてないんです。今回のこれだけがね。

だから言いようのないクエスチョンマークがね、付くかなということを申しておきます。これは何かあったとか私に言ってくる者がおるわけじゃないから証拠的なものがないですけどね。どうもこれは入札のありようにはちょっとあれじゃないかなという感じがします。

終わります。

○議長（宮崎昌宗君）答弁よろしいですか。

○9番（安元慶彦君）はい。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）5点ほど質疑いたします。

まず1点ですが、この建築工事の指名業者はどのようにして選定されたのか。

2点目、町内でこの建築工事の入札に参加資格がある業者は何社ありますか。

3点目、入札した業者の落札率は何%でしたか。また、その他4業者の応札率は何%ですか。

4点目、瑕疵担保の責任の存続期間は何年ですか。

5点目、契約保証金は幾らですか。また、監督・検査はどのような体制を取られていますか。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）まず、指名をどうしたかという御質問でございますが、指名委員会のほうにかけて指名業者を決めたということでございます。

2番の入札資格業者が何社あるかということでございますが、ちょっと正確には覚

えておりません。すみません、今、正確に何社あるかというのは覚えておりません。

一応、入札する業者ということで、この入札は5社によって入札を行ったということでございます。

落札率ということでございますが、99.3%でございます。その他の業者の落札率ということはちょっと計算をしないといけませんので、ちょっと今、ここで議員さんのほうにお配りしている入札結果表で計算していただければそれぞれの落札率が出るかと思えます。

次に、瑕疵担保ということでございますが、民法の昨年施行の改正によって瑕疵担保という言葉ではなく、「契約不適合責任期間」ということになっております。それにつきましては、設備を除き2年、設備につきましては1年ということになっております。

契約の今後の管理等につきましては、この議会の議決を経て契約を正式に結んで、それから事業者と話し合っていくということになっております。

契約保証金については10%ということになっています。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員、もういいですか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 正確に分からないということですが、今回、町内で資格のある業者は何業者あるかと尋ねたが「正確には把握してない」ということですが、5社以上あると思うんですね。それで、この5社とそれ以外の業者とどのような基準で区別されてあるのかお尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 副町長。

○10番（茂呂孝志君） 待ってください。それと、他の4業者の応札率ですが、事前に計算いたしましたら、全て4業者とも99.98%から53%ぐらいかな、このぐらいで、ほとんどみんな99%で、横一線に並ぶということでお分かりだと思います。

それで、今回指名された5社とそれ以外の業者とをどのような基準で区別されたのかお尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 副町長。

○副町長（岡崎 浩君） 指名委員会のほうの立場でお答えしますと、まず、今回の物件が建築物であるということで、建築のほうの資格を持っている業者の中から当然、金額によってランクがありますので、その部分の中で今回5社を指名したという部分で

すね。ですから、町内の業者、土木業者に建築をさせるわけにはいかないんで、建築の資格のあるところから5社を選定したということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、3回目です。

○10番（茂呂孝志君）私は土木業者と言ってないです。この建築工事の資格のある業者と言ってますので、当然、建築ですよ。5社以上あると思うので再度お尋ねをしますが、この5社と、それ以外に何業者あるか分かりませんが、その区分した基準、これについてお尋ねしたいわけです。

○議長（宮崎昌宗君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）今回の契約金額ですね、この工事に対するランクでは5社です。あくまで、ランク外の、下のランクの部分でいうと建築はあと2社ございますが、この工事のランクにおける業者は町内5社です。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。岩花議員。

○3番（岩花寛之君）工期が3月25日までという形になっておまして、これから契約して工期を詰められるかと思うんですけども、どうしても奥のほうの工事になるかと思しますので、そのとき実際に公園の利用の制限であったりとかいうのがかかってくるのかということと、仮設道路とか取ればいんでしょうけども、そういった安全管理というか、公園の利用者と工事というのが並行できるのかどうか、その辺りの話を聞かせてもらいたいですけど。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）工事の利用者に対する配慮ということで御質問と思います。今から工事決定事業者と話し合いをしていくんですが、極力、公園の周回利用者の方に御不便がかからないようにしていきたいと思っております。

工事の場所自体が、広場の後ろのほう、上の遊歩道の下だからですね、上の遊歩道をどうしても工事に使う場合には下の遊歩道を使うということで、完全にストップしないように、利用者の利便性を考えて工事を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君）ちなみに工事のスタートというのは、町としてはどれぐらいからを考えてるんでしょう。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）本日、御可決いただきましたら、それから契約という
ことで決裁等をいたしまして、7月の上旬から中旬ぐらいに始めていきたいという
ことで考えております。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員、3回目です。

○3番（岩花寛之君）夏場は非常にいい環境かと思imasるので、なるべく利用ができた
ほうがいいじゃないかなということで、工期、RCですから、それなりにかかろうか
とは思うんですけども、なるべく秋口から使える、期間が長くできるように。同じ
期間どうしても閉めないといけないからあれだと思うんですけども、その辺りも検
討いただければというふうに思います。意見です。

○議長（宮崎昌宗君）いいですかね。

ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は議案第32号に反対の立場で討論いたします。

この建築工事に指名された5社が全て93%台で入札、応札してます。それで適正
な競争原理が働いたのか疑義を感じていますので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）私は賛成の立場から討論いたします。

これを請け負った業者は、非常に意欲的な業者ではないかなというふうに思ってお
ります。今期定例会の一般質問の中に大池公園のそういった仕事があるかという問い
合わせもあっておりますけども、私の考えは、恐らくこの事業で大体、大池公園の関
連としては終わるんじゃないかというふうに思うわけです。それで、やはり利用者の
促進をするためにも、早くそういったトイレ等の整備が終わって大池公園がフルに活
用されますように期待をして、この議案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(宮崎昌宗君) 起立多数。したがって、議案第32号、工事請負契約の締結について(大池公園開発事業大池公園トイレ建築工事)は原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君) これから、議員提出議案を上程し、審議を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第18、発議第1号、日程第19、発議第2号、以上2件を上程します。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第18、発議第1号、新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表す決議(案)を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

三田議員。

○8番(三田敏和君) それでは、新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表す決議(案)について朗読をもって趣旨説明をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し、敬意と感謝の意を表す決議(案)。新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、我が国では令和2年4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初の緊急事態宣言が発令され、人々の生活や経済活動は大きく制約を受けている。

本県においても、これまで国の緊急事態宣言の発令を3回受け、県民生活はもとより、特に、検査、医療、救急搬送の現場はこれまで経験したことがない危機に直面している。全国的に、特に医療従事者がいわれなき偏見や差別を受けているとの不本意な報道がある中、本県においては現在、感染者数が増加しており、感染リスクにさらされながら緊張が続く現場での医療従事者の方々の自らの危険を顧みぬ献身的な努力が続いている。

よって、本町議会は医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス対策に携わっている全ての人々に対し、最大限の敬意と感謝の意を表すとともに、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく。

以上、決議する。

令和3年6月1日提出。上毛町議会。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

峯議員。

○7番（峯 新一君）コロナに携わる医療従事者全ての人とはどこまでを言うんですかね。分かればお願いします。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）特には……。今、コロナワクチンの接種をしておりますが、そういう方々、そして民間病院、広域病院等々の医療従事者というふうに考えております。まだほかにあるかもしれませんが、そういう方々を対象にということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）峯議員。

○7番（峯 新一君）そういう中で、自分が考えれば、医療に従事していれば当たり前の仕事じゃないかなと思うんですけども、そこら辺りはどう思いますか。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）この決議案の中にもありますように、やはり、いわれなき偏見とか差別を受けている方々が報道されているということも事実でございますので、そういう方々が懸命に努力している中で、私たち住民として、また議会人としてこういうことを支えていくということが大切ではないかなというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君）峯議員、3回目です。

○7番（峯 新一君）今の答弁ですと、逆に言うと患者が差別されて、従事者に対してどうのこうのという問題ではないと思うんで、従事者が差別されてるなら分かりやすいけど、ちょっと今の答弁は腑に落ちませんが。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）医療従事者が差別を受けていると、ここに医療従事者が言われなき偏見や差別を受けているというふうにご覧いただけますので、そのように理解をし

ております。

○7番（峯 新一君）4回目に立ったままでいいですか。駄目ですか。

○議長（宮崎昌宗君）駄目です。

ほかに質疑ございますか。岩花議員。

○3番（岩花寛之君）今回の趣旨の中で、コロナ対策に携わる方、特に医療従事者さんにされることの意義だと思ふんですけども、それがいわれなき偏見や差別というところなんですけど、それは具体的にどういうふうなところがあるのかというのが一つ。

それともう一つは、「最大限の敬意を表すとともにその活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく」ということを書いておられますけれども、その辺り、議会としてどういうふうな活動をされていくのかというふうなところを考えてらっしゃれば教えてください。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）いわれなき偏見っていうのは、テレビ等でいろいろ感染リスクが高くなったり、その人たちに近づいたりとかいろいろ怖がって従事してる人とかいろいろな方がいらっしゃいます。表に現れてないそのことを苦しめてる方々もいらっしゃるといふふうに理解をしておりますので、そういう方々全て、私たちがコロナワクチンを接種することに対して、一生懸命やってくれてる方々というふうに、そのことに我々は敬意を表したいというふうに思っておりますので、そういうことを考えております。

それと、活動を全面的に力強く支えるということについては、私たちがワクチンを受けていく中で、やはり秩序よくワクチンを受けたりすることに対しては、自分から受けるという方々が行ってるわけですけど、その中で紳士的な態度とかそういうのも非常に大切なことではないかなというふうに考えております。それが、いわゆる町民であったり議会人であったりということについては同じことではないかなと。なおかつ、議会としてそういうのを、やはりはっきりスムーズに進むようにいろんな手だてももしあれば考えていくというのも議会活動の一つではないかなと考えております。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君）今回この決議を賛成で決議したとき、上毛町議会としてこれを決議したというふうな形に当然なりますよね。そうしたときに、議員として議会として、

決議して、その表明だけをするということではなくて、具体的に何をしていくのかというところをぜひ考えていただいて何かしらの行動をちゃんとするように、私も協力しますけれども、していただければというふうに思います。その辺りの意気込みをお聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君）確かに具体的に案を今持つてゐるわけではございませんが、これは県の議長会で出てきたことでもございますが、今、コロナの重症者とかベッド数が足りないとかいうことについても、今、国はベッド数を減らそうとしている。国はですね。ベッド数を減らそうとしているんですね。その中に今、コロナが出てきて、重症者ベッド数を増やそうということで福岡県も努力しておりますが、そういうことがつながっていくんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）岩花議員と質疑の内容がダブるんですが、岩花議員の質疑に対して提出者から答弁がありました。国がベッド数を減らす中で、感染対策をやっていくのに病院がベッド数を増やすとその分は手出しになるということで、そこら辺りの支援が私は非常に大事じゃなからうかなと思うんですが、その点について具体的にどのような方策を考えておられるか、提案者にお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）今、国はですね、私は入ってませんが、団塊の世代が75歳を迎えるのが、2025年なんですね。そういう人たちが75歳以上になったときに医療費の加算というのは、2018年ベースで40兆円を超えてる医療費があると。国としては医療費の削減をする一つ的手段としてベッド数を減らすということが考えられて、そのためには地域医療とか地域医療構想というのを国が持っているようなんですね。在宅介護、在宅医療、そこまで国としては考えているようなことが言われておるようです。

そういう中で、日本のベッド数が多いというのは世界で比べても1,000人当たり13点なんぼぐらいあると。スウェーデンとかああいうところは2.3とか3ぐらいなんですね。そういう中で今回コロナが入って、国としては先ほど茂呂議員が言われた、ちょっと調べましたら、国としてはさらなる医療病床の確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関へ緊急支援ということで追加措置が取られております。

これは令和2年に取られたんですが、令和3年も引き続きやるということで新型コロナ患者の重症者数が1床増えるごとに1,500万円、その他病床では450万円、協力医療機関の疑い患者の病床数も450万円というようなことにプラス、緊急事態宣言を受けたところについては、国が直接、病院に加算ができるということで、行政をとおさず病院が国に対して申請をするということで、新たに450万円の加算があるとか、そういうことを国は直接執行でやっているようでございます。私たちが熟知しながらそういうのを支えていくというのが大切じゃないかなというふうに理解しております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第18、発議第1号については、本日採決する議案でありますので、これから討論、採決を行います。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、発議第1号、新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議（案）は原案のとおり採択することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第19、発議第2号、上毛町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）発議2号の提出者として説明を行います。

上毛町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり、上毛町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

理由につきましては、そこに書いてありますように、欠席の内容を具体的にですね、出産とか介護とかそういうものを書き添えればいいということで、これはお互いの議員活動と家庭生活の両立を支援するという立場から改正するものでございます。

それからまた、請願のときにですね、押印を義務づけておりましたけど、これも署名またな記名、捺印に改めるということで大分優しくなったといえますか、そういうことでございます。

説明は以上です。

○議長（宮崎昌宗君）提出者の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第20、選挙第1号、上毛町外一市一町矢方池土木組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

上毛町外一市一町矢方池土木組合議会議員に、小川清志さん、廣崎正一さん、上田勝昭さん、中森博通さん、瀬口明宏さん、安元輝己さん、武井一彦さんを指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を上毛町外一市一町矢方池土木組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました小川清志さん、廣崎正一さん、上田勝昭さん、中森博通さん、瀬口明宏さん、安元輝己さん、武井一彦さん、以上の方が上毛町外一市一町矢方池土木組合議会議員に当選されました。

○議長(宮崎昌宗君) これから議案の委員会付託を行います。

5月28日、議会運営委員会の協議結果を運営資料として配付しております。運営資料の3ページ、委員会付託表を御覧ください。

付託案の朗読に際しても議案名の朗読は省略します。

議案第36号の1件は文教厚生常任委員会へ、議案第33号、議案第34号、議案第35号、発議第2号の4件は総務産業建設常任委員会へ、議案第37号の1件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(宮崎昌宗君) 続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りします。

運営資料5ページ、委員会日程表を御覧ください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 0時25分

令和3年6月1日